

開催日：令和 4年11月24日
会議名：令和 4年第4回定例会（第2日11月24日）

○4番（白川愛議員）（略） いわく、個人情報扱う区の部署において、扉とロッカー一の施錠が不十分なため、個人情報が流出するおそれがあるという内容でした。

さて、青木区長はこの件を御存じなかったのでしょうか。1年前の私の一般質問に、執務室内での文書の保管は、施錠可能なキャビネットに保管しており、退庁時には施錠するなど、セキュリティ対策を徹底しておりますと御答弁をしておられました。そのとおりであれば、ほんの3か月後にこういう通報は上がらないと思います。

もし区長の御答弁が正しく、また、この公益通報内容が正しいという状況であるならば、ほんの3か月、令和3年11月24日から令和4年2月22日までの間に、通報事例の内容が生じたということになりますが、区長の訓戒は行政各所管には行き届いていなかったのでしょうか。

合理的に考えれば、やはりこの通報事例は答弁前から存在していた。しかし、存在していたものについて、区長並びに各部局の理事者が確認できていなかったと考えるのが自然です。

この公益通報の内容、また、公益通報保護委員の調査結果報告書にあるように、職員の中から見ても危険だと思われるほど、執務室における扉の施錠やロッカーの施錠が恒常的に不十分であり、個人情報の流出のおそれがある状況を長年にわたり放置し続けてきたことを、青木区長は調査報告書を確認した今、改めてどのように考え、具体的にどのように対応を指示していくおつもりなのでしょう。

さらに、公益通報の調査結果報告を受けた令和4年2月以降にも、個人情報漏えい事案が発生しています。議員各位が御存じのように、令和4年9月にも、執務室内で施錠され適正に保管されているはずの区民35名分の個人情報が、キャビネットから紛失する事件が発生しました。

今後、発生させないという区長の覚悟も、お題目を唱えるだけならもう要りません。青木区長は、目黒区行政組織において、個人情報の取扱いに対する本区の基本理念がいまだ共有されていない現状を、トップとしてどのように分析しておられますか。トップマネジメントの観点からお答えください。

かつて区長から、個人情報の適正な管理を実現するに当たって、問題が発見された場合には、直ちにその改善を図るものとし、それが難しい特段の事情がある場合には、次善の策を講じることににより、個人情報の漏えいリスクを最小限に抑えることとしていると御答弁をいただいております。

公益通報調査結果を受けても、なお執務室のキャビネットから個人情報が紛失しているという事実は、これは御答弁にあった、直ちに改善を図ることができない特段の事情が存在するため、次善の策を講じていたということでしょうか。そうであるならば、この事例の特段の事情と講じていたはずの次善の策はいかなるものか、御答弁ください。

2問目、区有施設全般に設置されている機器について、以下伺います。

法令によって設置が義務づけられている機器について、また、機器の設置自体は義務ではないが、施設の設備として設置されている機器について、それぞれどの建物に、いつ、どんな機器を取り付けたのか、どこの所管が把握し、耐用年数が来たら、どこの所管が定期的に交換するのか。これら一連の流れについて、確認させていただきたい。

特に火災報知機については、一般住宅では平成22年から設置が義務化されましたが、区有施設である老人いこいの家などへの設置は義務とまではなっていないものの、その施設の設備として設置されている機器でありますので、その機器の更新時期について、本区のお考えを伺います。

例えば、私が知る事例で言いますと、去る9月26日、田道ふれあい館内に設置されていた1992年製の火災報知機が誤作動を起こし、目黒消防署や警備会社が出動する事態が発生しました。

これは、本区に計画的な火災報知機の交換時期に定めがなく、はっきりと壊れた兆候がないからといって、30年間も火災報知機の交換を放置したことに起因する機器の誤作動による発報ではなかったのでしょうか。

火災報知機に関しては、東京都火災予防条例の改正に伴い、その設置が義務化された住宅用火災報知機については、10年を過ぎると、機器内部の電子部品の経年劣化によ